

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

制 度 名	役員の業績連動給与に係る損金算入手続きの見直し		
税 目	法人税（法人税法第 3 4 条第 1 項、法人税法施行令第 6 9 条）		
要 望 の 内 容	我が国企業の「稼ぐ力」向上に向けて、企業の経営戦略を踏まえた業績連動給与の活用を促進することで「攻めの経営」を後押していく必要がある。		
	そのため、当該業績連動給与の損金算入手続きに係る要件について、コーポレートガバナンス・コードの改訂等のコーポレートガバナンス改革の進展に応じた見直しを要望する。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（—	百万円）
	（改正増減収額）	（—	百万円）

(1) 政策目的

経営者に「攻めの経営」を促し、企業の「稼ぐ力」を向上させるため、役員給与に係る税制について、平成28年度税制改正において、利益連動給与の対象となる指標の追加、明確化等が行われ、平成29年度税制改正において、複数年度の利益に連動したものや株価に連動したもの等も損金算入の対象とされたところである。

平成30年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂によって、報酬委員会の設置が原則化されるなどの環境変化が生じており、今後も企業のガバナンスにも変化が生じてくることを見込まれる中、業績連動給与に係る損金算入の手続等に係る制度面でも見直しを行い、経営陣に中長期の企業価値向上を引き出すインセンティブとしての業績連動給与の導入を引き続き促していく。

(2) 施策の必要性

平成28年、平成29年度の税制改正において、経営陣に中長期の企業価値向上を引き出すインセンティブ付与のため、役員給与の損金算入の対象となる報酬の拡大等が行われてきたところである。

そのため、平成30年6月に行われたコーポレートガバナンス・コードの改訂等、企業のガバナンスを取り巻く環境の変化に応じた実態にあわせ、円滑な業績連動給与導入のために損金算入手続き等に係る制度面での見直しも行っていくことが必要である。

「コーポレートガバナンス・コード」(2018年6月1日)

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

補充原則

4-2① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業 経済基盤
		政策の達成目標	経営者に対する中長期の企業価値向上を引き出すことに資する業績連動給与の導入促進により、経営者に「攻めの経営」を促し、我が国企業の中長期的な企業価値向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	企業価値向上の中心的な役割を果たす役員へ適切なインセンティブ付与を行うことは、企業の中長期的な成長を図るうえで重要である。 本要望は、企業の環境変化に応じた適切なインセンティブ付与を行うための制度の見直しを行うものであり、政策目標を実現する観点からは有効と言える。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		コーポレートガバナンス改革の進展により、企業におけるガバナンスの状況も変化している。 そこで、我が国企業の「稼ぐ力」向上に向け、我が国企業の中長期的な収益性・生産性向上を実現するべく、税制においても、企業の環境変化に応じた対応を図ることは妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成28年度、平成29年度において、「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備について税制要望を行い、それぞれ改正が行われている。	